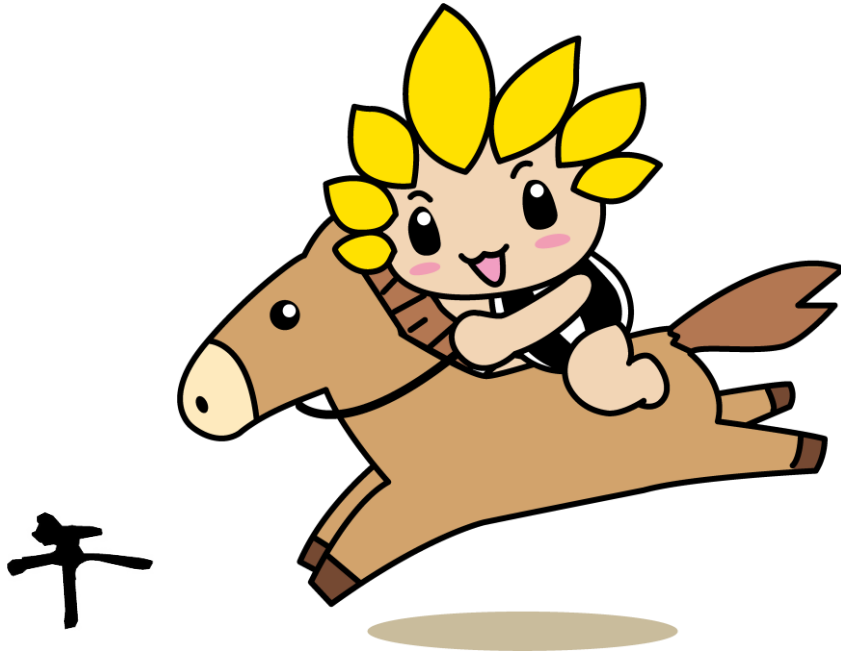


児童ホーム入所申込みのご案内

〈令和8年度用〉



児童ホームとは

就労、就学、疾病などにより、家庭での保育が十分にできない場合に、保護者の帰宅までの保育を行う施設です。

児童の安全確保を行いながら、異年齢集団のなかでの遊びを通じて、児童の自主性や社会性を高めます。

児童ホームでは、保育の基本は家庭と考えていますので、保護者の方や親族の方などがご在宅の場合には家庭での保育をしていただきますようお願いします。

また、児童ホームの入所を希望された際の理由以外の用事（買い物等）で児童ホームをご利用いただくことはできません。

なお、児童ホームは学校や塾と違いますので、学習指導は行いません。

〈目次〉

- 1 ページ：対象児童、定員、入所・退所日、入所期間、入所要件
- 2 ページ：令和8年4月入所受付について
- 3 ページ：入所の申込みについて（5月以降の入所希望の場合）
- 4 ページ：家庭での保育が困難なことの証明書
- 5 ページ：児童ホーム所在地
- 6 ページ：開所日時について
- 7 ページ：手数料、届出民設児童ホームのご案内

〔対象児童〕

小学校1年生～小学校6年生

〔定員〕

児童ホームには定員があります。
申込みが定員を超えた場合は、入所できず待機していただくことになります。
児童ホームの入所は要件（就労日数、時間等）の高い方から順に入所となっています。
（詳しくは、こども育成課までお問い合わせください。）

〔入所・退所日〕

入所は原則毎月1日入所となります。
退所は月末扱いとなります。
正当な理由なく手数料の滞納があった場合は、退所となる場合があります。

〔入所の期間について〕

入所の期間は最長で年度末までとなります。
次年度以降も児童ホームの利用を希望される場合は、新年度申込みが始まりましたら新規で申し込んでいただくことになります。

〔児童ホーム入所の要件〕

家庭での保育が不可能なこと（保護者および同居のご家族のうち18歳以上65歳未満の方全員が当てはまる必要があります。）

また、保育園とは要件が異なりますのでご注意ください。

申込要件	児童ホームに入所できる基準
家庭外就労	児童ホーム開所時間（午後1時15分～7時）内に 1日2時間45分以上かつ、1か月の就労日数が16日以上
家庭内就労 （自営業、内職）	児童ホーム開所時間（午後1時15分～7時）内に家事以外で 1日2時間45分以上かつ、1か月の就労日数が16日以上
求職活動	要件を満たす就労をするための活動期間 ⇒ 入所後3か月間（入所期間が3か月に限られます） 就労要件が確認された場合は継続可能
妊娠・出産	出産の前後 ⇒ 入所期間は、出産予定日から起算して56日前（双子以上の 場合は98日前）の属する月の初日から産後56日の属する 月の末日まで
傷病または障がい	病気若しくは負傷、または精神・身体に障がいのある場合
傷病または障がいがある親族の介護	長期間の療養・入院等、または精神・身体に障がいのある方の介護をする場合
就学	学校教育法に基づく学校、就労に必要な職業訓練校およびその他専門学校に在学し、就労の場合と同じ基準（日数および時間）が満たされていること
災害復旧	火災・風水害・地震などの災害により、その復旧にあたる場合
その他	市長が必要と認めた場合

令和8年4月入所の受付について



受付期間

一次：令和7年10月20日（月）～令和7年11月20日（木）

二次：令和7年11月21日（金）～令和8年1月9日（金）

※二次選考は一次選考で空きがあった場合のみ入所することができます。

※4月の春休み期間のみ利用を希望される方も申込みが必要です。

受付時間

平日：午前8時30分～午後5時15分まで

※令和7年10月25日（土）・11月8日（土）：午前8時30分～正午まで

※令和7年11月17日（月）・11月18日（火）は午後8時まで児童ホーム入所の
受付をします。

受付場所

座間市役所2階 こども育成課

※入所要件の確認があるため、保育園、児童ホーム、各出張所、郵便での受付は実施していません。

申込に必要な書類

すべての書類が揃っていないと受付できませんのでご注意ください。

児童ホーム入所申込書 申込児童1人につき1枚提出

家庭での保育が困難なことの証明書（就労証明書等）

詳細は4ページをご覧ください。

→保育困難申立書については窓口にて、記入してください。

※保護者および同居のご家族のうち18歳以上65歳未満の方の全員の提出が必要です。

※年度の途中で証明書の内容変更があった場合はその都度提出が必要になります。

選考・内定通知

受付終了後に選考会を行い、令和8年1月上旬に内定通知を発送予定です。

入所は申込順ではなく、要件の高い方からとなりますので、必ず入所できるものではありません。

入所説明会

令和8年2月下旬の土曜日午前または午後を実施を予定しています。詳細については、入所内定通知と併せてお知らせします。

なお、入所が内定した方は必ず参加いただくこととしていますが、現在と同じ児童ホームに入所内定した方は、説明会への参加は不要となります。

入所の申込みについて（5月以降の入所希望の場合）

（1）申込受付

入所を希望する月の前月10日まで。（例）6月入所希望→5月10日が締切日
※長期休暇のみの利用希望は、長期休暇開始月の前月10日が締切日となります。

（例）夏休みのみ入所を希望する場合の締切日は6月10日です。

※10日が土日祝日の場合は前開庁日が締切日となります。

（2）受付場所

座間市役所2階 こども育成課

※入所要件の確認があるため、児童ホーム、各出張所、郵便での受け付けは実施していません。

（3）受付時間

平日：午前8時30分から午後5時15分まで

（4）申込に必要な書類

すべての書類が揃っていないと受け付けできませんのでご注意ください。

□ 児童ホーム入所申込書 申込児童1人につき1枚提出

□ 家庭での保育が困難なことの証明書（就労証明書等）

詳細は4ページをご覧ください。

→保育困難申立書については窓口にて、記入してください。

※ 保護者および同居のご家族のうち18歳以上65歳未満の方の全員の提出が必要です。

※ 年度の途中で証明書の内容変更があった場合はその都度提出が必要になります。

入所までの流れ

1. 申込み 必要書類をご用意のうえ、市役所2階こども育成課窓口へご提出ください。

定員に空きがある場合

2. 入所決定

・結果は書面で通知します。

3. 児童ホームに必要書類を提出、面談

・児童ホームと日程調整のうえ、お子様と一緒に来所してください。

・来所の際に、必要書類を児童ホーム指導員へ提出してください。

定員に空きがない場合

2. 待機

・待機の場合は初回のみ通知をし、それ以降は入所可能となった場合に連絡をします。

・選考会は毎月実施します。入所が不要となった場合は、取下げ届を提出してください。

家庭での保育が困難なことの証明書

年度の途中で変更があった場合、その都度提出が必要です。

(保護者および同居のご家族のうち18歳以上65歳未満の方全員の提出が必要です。)

申込要件	提出書類	注意事項
家庭外就労 または 家庭内就労	<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書 ※証明日から3か月以内のもの ※児童ホーム開所時間(午後1時15分～7時)内に1日2時間45分以上かつ、1か月の就労日数が16日以上であることの証明が必要です。 ※<u>保育園用の就労証明書は使用できません。</u> 	<p><u>会社等に勤務の場合</u> (正社員・パート・派遣を含む) □勤務先が証明した就労証明書</p> <p><u>変則勤務等の場合</u> 勤務時間の記載が困難な場合はシフト表や勤務時刻が分かる書類</p> <p><u>特定の発注先がある内職の場合</u> □発注先が証明した就労証明書</p> <p><u>農業、自営業、発注先が不特定な内職等の場合</u> □就労申告書に営業許可証もしくは開業届等、自営であることを証明できる書類の写しを添付してください。</p>
求職活動	<ul style="list-style-type: none"> 期間限定誓約書 	求職活動状況を証明できる書類がある場合は提出。入所日から3か月以内に、入所要件を満たす「就労証明書」を提出してください。
母親の出産の場合	<ul style="list-style-type: none"> 母子手帳の写し(表紙、出産予定日記載ページ) 	出産の場合、出産予定日の56日前(双子以上の場合は98日前)の属する月の初めから、産後56日が経過する月の末日が入所期間となります。
傷病又は障がい	<ul style="list-style-type: none"> 保育困難申立書 診断書又は障害者手帳の写し 	「保育困難申立書」に具体的な内容を記入してください。 ※診断書には保育を必要とする理由及びその期間を記入し、期間満了毎に再度書類を提出
介護・看護(親族)	<ul style="list-style-type: none"> 保育困難申立書 診断書又は障害者手帳の写し等 	「保育困難申立書」に具体的な内容、一週間のスケジュールを記入してください。就労の場合と同じ基準(日数および時間)が満たされていること。 ※診断書には保育を必要とする理由及びその期間を記入し、期間満了毎に再度書類を提出
児童と同居の家族が障がい児の施設への通園に付き添う場合	<ul style="list-style-type: none"> 保育困難申立書 通園証明書の写し※1 保育ができない時間が確認できる書類※2 	<p>※1 通園する施設の長が証明したもので、施設長の印のあるもの。</p> <p>※2 学校の時間割や年間予定表等</p> <p>※その他提出書類が必要となる場合があります。事前にご相談ください。</p>
就学	<ul style="list-style-type: none"> 在学証明書の写し 時間割等 	学校教育法に基づく学校、就労に必要な職業訓練校およびその他専門学校に在学し、就労の場合と同じ基準(日数および時間)が満たされていること。
災害やその他のやむを得ない事由により緊急に入所を希望する場合		提出書類は、こども育成課にご相談ください。

児童ホーム所在地（令和8年4月1日時点）

各児童ホームには定員が設定されており、定員を超えた場合、ご自宅での待機または第二希望用児童ホームが用意されている学区の場合は第二希望用児童ホームを選択できます。

学区	児童ホーム名	所在地	電話番号
入谷	入谷児童ホーム	入谷西5-8-1 (入谷小学校内)	046-253-7878
栗原	栗原児童ホーム	栗原中央6-8-1 (栗原小学校内)	046-252-0628
相模が丘	相模が丘児童ホーム	相模が丘3-38-1 (相模が丘コミュニティセンター内)	046-251-6716
相武台東	相武台児童ホーム	相武台3-20-18 (相武台コミュニティセンター内1階)	046-253-2522
旭	旭児童ホーム	ひばりが丘5-43-1 (旭小学校内)	046-256-3563
東原	東原児童ホーム	東原4-13-13 (東原コミュニティセンター内)	046-253-6510
中原	中原児童ホーム	西栗原2-16-1 (中原小学校内)	046-257-6722
座間	鳩川児童ホーム	座間1-1922 (鳩川児童館内)	046-255-1167
ひばりが丘	ひばりが丘南児童ホーム	ひばりが丘4-4-1 (ひばりが丘小学校内)	046-256-1311
相模野	相模野児童ホーム	広野台1-46-29 (相模野児童館内)	046-256-1123
立野台	立野台児童ホーム	立野台1-1-3 (立野台小学校内)	046-254-9600

第二希望用児童ホーム所在地（第一希望には指定できません）

本来の児童ホーム（第一希望）が定員に達している場合、一時的に通うホームです。

本来の児童ホームに空きができた場合には、年度の途中であっても異動していただきますのでご承知おきください。

学区	児童ホーム名	所在地	電話番号
東原 ひばりが丘	サン・ホープ児童ホーム	東原2-8-1 (通園センター内)	046-254-2649
旭 ひばりが丘	ひばりが丘地区児童ホーム	ひばりが丘1-49-1 (ひばりが丘コミュニティセンター内)	046-253-0046
相模が丘 相模野	北地区児童ホーム	相模が丘3-1-1 (相模が丘小学校内)	046-257-1110
栗原 中原 立野台	立野坂児童ホーム（※1）	立野台3-14-12 (立野台コミュニティセンター内)	046-255-0250
相武台東	相武台地区児童ホーム	相武台3-20-18 (相武台コミュニティセンター内2階)	046-255-7711

（※1） 立野台コミュニティセンターの大規模修繕完了（令和9年3月末予定）まで、旧青少年センターで一時的に保育をします。

旧青少年センター：〒252-0023 座間市立野台1-1-4

開所日時について

(1) 開所日

日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除いた日

※災害の際（台風、大雪等）には、児童ホームが休所となる場合があります。

※学校が休校になった場合は、児童ホームも休所とします。

※通っている学級、学年がインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等により閉鎖になった場合、閉鎖期間中は児童ホームを利用できません。

(2) 開所時間

平日（授業がある日）	午後1時15分～午後6時30分
土曜日 春・夏・冬休み 振替休日	午前9時～午後6時30分
延長保育	午後6時30分～午後7時 要申込 ※希望者のみで別料金
早朝保育 （春・夏・冬休みのみ） ※土曜日は除く	午前7時30分～午前9時 要申込 ※希望者のみで別料金

(3) 児童のお迎え・登ホームについて

- 児童ホームへのお迎えは午後7時までをお願いします。
- 児童の安全確保のため、1～3年生の児童については、1人で帰ることはできません。
- 習い事等で帰る際もお迎えが必要となります。また、習い事等で帰った後に児童ホームへ戻ることはできません。
- 保護者の方がお迎えに来られない場合は、事前に児童ホームに連絡し、必ず代理の方がお迎えに来るようにしてください。
- 土曜日、長期休暇、振替休日については1人で登ホームすることはできません。
- お迎えが午後7時を過ぎることが予想される場合、又は、土曜日、長期休暇、振替休日に保護者が登ホームに付き添えない場合は、ファミリー・サポート事業等をご利用ください。
- 4～6年生については、緊急の事情等やむを得ない場合に限り、保護者の責任の下1人で帰ること、または登ホームすることができますが、事前に申請書の提出が必要です。

手数料

(1) 手数料

6,500円/月(おやつ代込)

※欠席された場合にはおやつを提供することはできません。おやつ代の返金も致しかねますので、ご了承ください。

【納付方法】

- ・口座振替：手続きは、金融機関またはこども育成課窓口でお手続き可能です。
- ・納付書：郵送にて送付します。

(2) 延長保育

800円/月

【納付方法】納付書(郵送にて送付します。)

(3) 早朝保育

250円/日

上限額：春休み：1,000円 夏休み：3,000円 冬休み：500円

【納付方法】納付書(郵送にて送付します。)

〔手数料の減免〕

入所決定後に案内を送付いたしますので、該当する場合はご申請ください。

申請書が提出された日以降の手数料が減免の対象となります。

減免対象者

- ・生活保護世帯
- ・令和7年度分の市県民税が非課税である世帯
- ・児童扶養手当受給者またはひとり親福祉医療証受給者
- ・きょうだいの児童ホーム入所
- ・食物アレルギーがあり、おやつを持参する場合

<届出民設児童ホームのご案内>

申込み、問い合わせについては直接施設へ連絡してください。

児童ホーム名	対象学区	所在地	電話番号
児童ホーム宝島キッズ	座間	座間市入谷西 2-53-14	046-205-4670
麦っ子学童クラブ	栗原、東原	座間市南栗原 1-4-2	046-255-7087
児童ホーム みらい (広野台教室)	相模野、相模が丘、 相武台東、栗原	座間市広野台 1-28-3 ASA相武台ビル3階	046-240-7957
児童ホーム みらい (立野台教室)	立野台、中原	座間市立野台 2-25-23	046-240-7937
入谷西児童ホーム	入谷、座間	座間市入谷西 5-56 ハレルヤビル201	046-240-1411

問い合わせ先

座間市こども未来部 こども育成課 こども育成係
〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
電話 046 (252) 7969 (直通)
FAX 046 (255) 5080